

(31) 少年保護事件に関する犯罪被害者等の意見・要望を踏まえた制度の検討及び施策の実施	84
(32) 検察審査会の起訴議決に拘束力を認める制度の運用への協力	84
<b>第4節 支援等のための体制整備への取組</b>	84
<b>1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）</b>	84
(1) ホームページやパンフレット等による犯罪被害者施策の周知	84
(2) 被害者への訪問・連絡活動の実施	84
(3) 警察のカウンセリングアドバイザー委嘱	85
(4) 被害者等通知制度	85
(5) 被害者支援員の配置	86
(6) 被害者ホットラインの設置	86
(7) ビデオ等による刑事手続の説明	86
(8) 犯罪被害者等からの各種人権相談への対応	87
(9) 人権侵犯事件の調査及び処理等	87
(10) 被害者連絡の実施	87
(11) 地方公共団体に対する総合的対応窓口の設置等の要請	87
<b>コラム 主な地方公共団体の取組事例</b>	88
(12) 相談機関等リストの作成による総合的情報提供	92
(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	92
(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進	92
(15) 警察における相談体制の充実	93
(16) 「指定被害者支援要員制度」の活用	93
(17) 交通事故相談活動の促進	94
(18) 警察における被害少年が相談しやすい環境の整備	94
(19) ストーカー事案への適切な対応	95
(20) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実	98
(21) 検察庁における犯罪被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実	98
(22) 「子どもの人権110番」及び「子どもの人権専門委員」の活用・充実	98
(23) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実	99
(24) 学校内における連携及び相談体制の充実	99
(25) 学校における相談対応能力の向上等	99
(26) 相談及び情報提供のための教育委員会による取組の促進	99
(27) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等の支援に関する指導・督励及び好事例の勧奨	100
(28) 「被害者の手引」の内容の充実等	100
(29) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知	100
(30) 刑事の手続等に関する情報提供の充実	100
(31) 民事の手続に関する情報提供の充実	100
(32) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供の充実	100
(33) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大	101

(34)	日本司法支援センターによる支援	101
(35)	「NPO ポータルサイト」による情報取得の利便性確保	102
(36)	犯罪被害者団体等専用ポータルサイトの開設	102
(37)	自助グループの紹介等	102
(38)	犯罪被害者等施策のホームページの充実	102
(39)	インターネット以外の媒体を用いた情報提供	103
(40)	犯罪の発生直後からの総合的・横断的な支援活動の展開	104
(41)	犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進	104
(42)	犯罪被害者等である児童生徒が問題を抱えるに至った場合における継続的支援の促進	104
(43)	日本司法支援センターによる長期的支援	105
(44)	海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供について周知	105
(45)	どの関係機関・団体等を起点としても、必要な情報提供・支援等を途切れることなく受けることのできる体制作りのための検討及び施策の実施、犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討	106
(46)	「被害者連絡制度」等の改善	106
(47)	更生保護官署と保護司との協働による刑事裁判終了後の支援についての検討及び施策の実施	107
(48)	犯罪被害者等支援主任者の指定	107
(49)	支援制度に関する情報提供	107
<b>2</b>	<b>調査研究の推進等（基本法第21条関係）</b>	<b>107</b>
(1)	重症 PTSD 症例に関するデータ蓄積及び治療法等の研究	107
(2)	犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究	108
(3)	犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施	109
(4)	配偶者に該当しない交際相手等からの暴力に関する調査の実施	109
(5)	警察庁における犯罪被害の実態等についての継続的調査研究	109
(6)	法務省における「犯罪被害実態調査」の調査方法に関する検討	110
(7)	脳死及び臓器移植に関する犯罪被害者等への配慮	110
(8)	警察における被害者支援に携わる職員等への研修の充実	110
(9)	犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得	110
(10)	法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等	111
(11)	日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供	111
(12)	学校における相談対応能力の向上等	111
(13)	臨床心理士による犯罪被害者等に対する支援活動についての調査研究の実施	111
(14)	虐待を受けた子どもの保護等に携わる者の研修の充実	111
(15)	民間の団体の研修に対する支援	111
(16)	犯罪被害者等支援のコーディネーター等の育成の在り方についての検討	112
<b>3</b>	<b>民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）</b>	<b>112</b>
(1)	特定非営利活動法人（NPO 法人）等の活動促進	112
(2)	犯罪被害者等早期援助団体の直接支援員への委嘱	112
(3)	民間被害者支援団体の相談員への委嘱	113
(4)	民間被害者支援団体等との連携	113
(5)	民間の団体への支援の充実	113